

持続可能な社会の創り手を 育成するコミュニティ・スクール 【行政説明資料】



文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. コミュニティ・スクールの取組状況と持続可能な社会の創り手の育成

2. コミュニティ・スクールの有用性

3. コミュニティ・スクールを取り巻く社会教育 人材と協力団体 -地域力の向上に向けて-

4. まとめに代えて

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

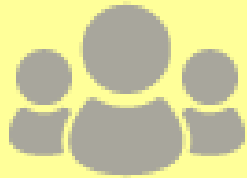
学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ **地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開**

地域 学校



- ◆ **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**
- ◆ **地域学校協働活動、地域学校協働本部**



地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進

【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

教育委員会

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する**学校運営の基本方針**を承認
- **学校運営**について、教育委員会又は校長に**意見**
- **教職員の任用**に関して、教育委員会に**意見**

地域学校協働活動推進員

意見

学校運営
教職員の任用

任命

(委員) 10~15人程度
・地域住民
・保護者
・地域学校協働活動推進員 など



説明

承認

説明

意見

校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員 ※社会教育法第9条の7
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

教育・体験活動プログラム等の利用者と
提供者のマッチングを行うポータルサイト
(現在構築中) の活用

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員

保護者

地域住民

PTA

子ども会

民生委員
児童委員

人権擁護
委員

消防団

社会教育
団体・施設

企業・NPO

文化・スポーツ
団体

地域住民等の参画を得て、
・放課後等における**学習支援・体験活動**（放
課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動
補助などの**学校における活動**
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事へ
の参画など**地域を活性化させる活動**
などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」
を形成した地域学校協働活動を推進する体制

地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「**当事者**」として学校運営に参画できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権限が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立した学校と対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

【学校運営協議会の主な機能・権限】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる



- 1 当事者性** …… 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）**
(協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画)
- 2 自立性・対等性** …… **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与
(協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能)
- 3 持続性** …… 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**
(法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能)

令和6年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和6年度（令和6年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数

18,135校 (52.3%) **20,153校 (58.7%)**
2,018校増 6.4ポイント増

導入自治体数

1,347自治体 (74.3%) **1,449自治体 (79.9%)**

うち、小・中・義務教育学校

16,131校 (58.3%) **17,942校 (65.3%)**
1,811校増 7.0ポイント増

〔 40都道府県 16指定都市
1,375市区町村 18学校組合 〕

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

※学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,099校
(前年度から719校減)

地域学校協働本部

公立学校の整備校数

21,144校 (61.0%) **21,935校 (63.9%)**
791校増 2.9ポイント増

地域学校協働本部数

12,870本部 **13,433本部**
563本部増

うち、小・中・義務教育学校

19,812校 (71.7%) **20,460校 (74.5%)**
648校増 2.8ポイント増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

コミュニティ・スクールのみ

4,527校 (13.2%)

コミュニティ・スクール・地域学校協働本部の両方

13,486校 (38.9%) **15,626校 (45.5%)**
2,140校増 6.6ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

12,886校 (46.6%) **14,817校 (53.9%)**
1,931校増 7.3ポイント増

地域学校協働本部のみ

6,310校 (18.4%)

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

① 地域学校協働活動推進員等の配置人数

33,399人 **34,613人 (1,214人増)**
1,534自治体 (84.6%)

② ①のうち、地域学校協働活動推進員としての委嘱人数

13,144人 **15,230人 (2,086人増)**
852自治体 (47.0%)

③ ①のうち、学校運営協議会委員である者

11,125人 **13,583人 (2,458人増)**

②のうち、学校運営協議会委員である者

6,055人 **7,850人 (1,795人増)**

※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

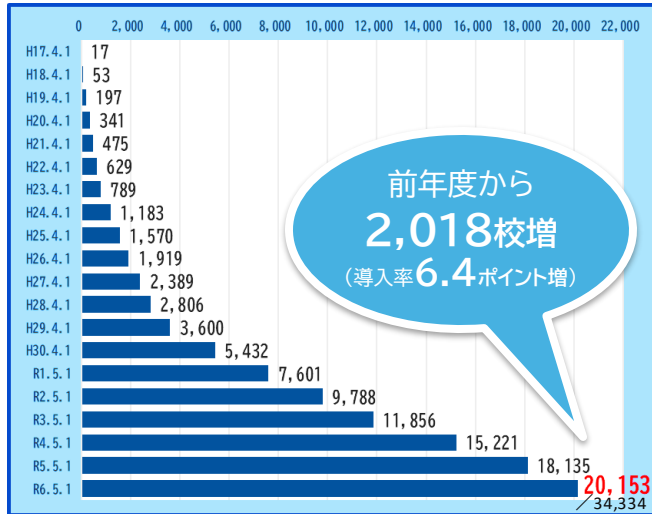
令和6年5月1日
時点

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**20,153**/34,334校

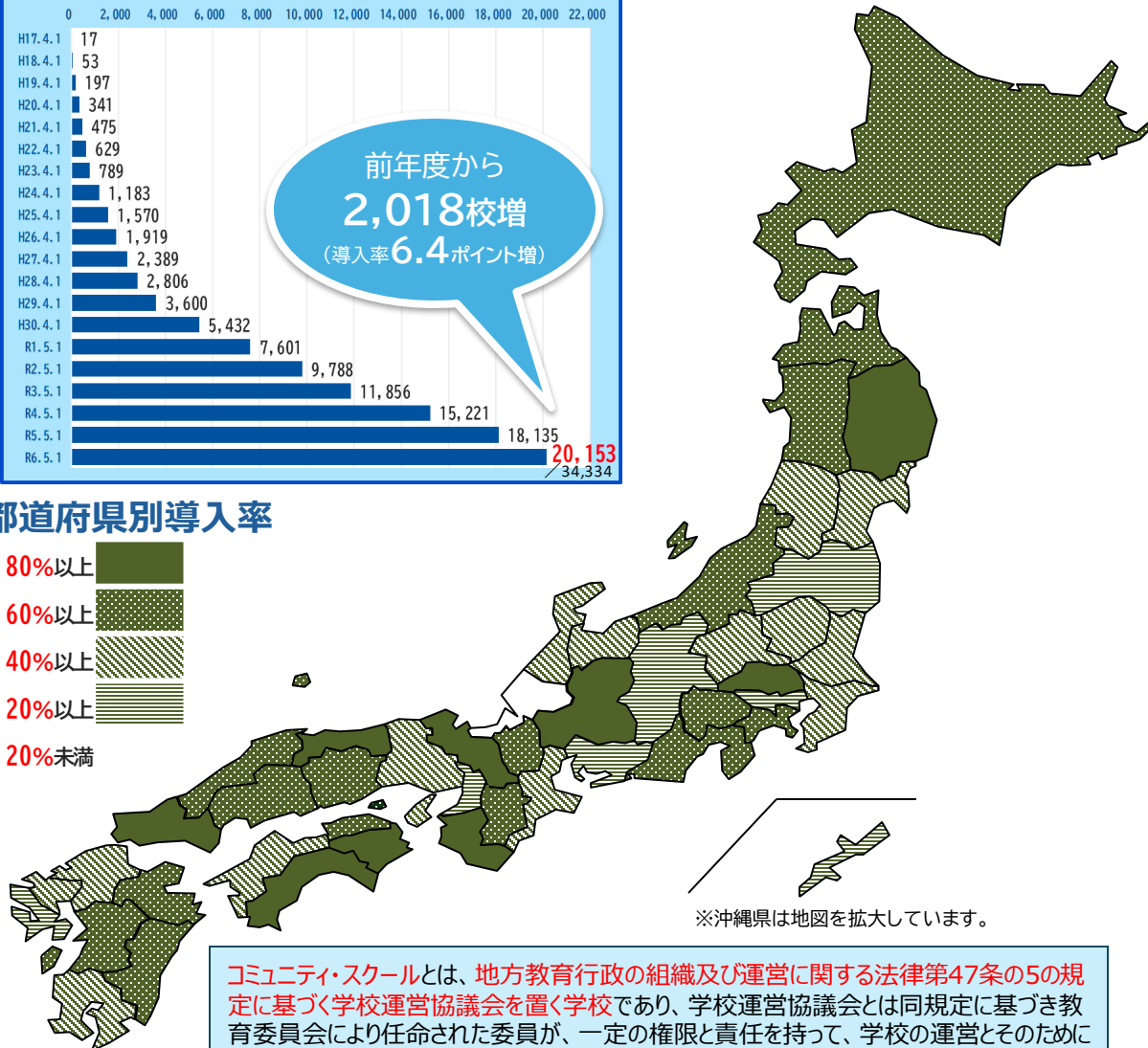
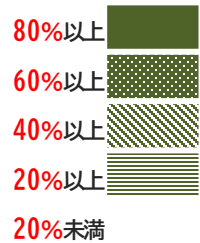
(教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)

全国の公立学校のうち、**58.7%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



都道府県別導入率



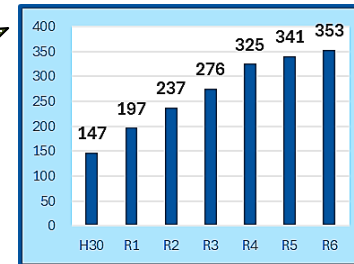
※沖縄県は地図を拡大しています。

コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

校種別導入校数の推移

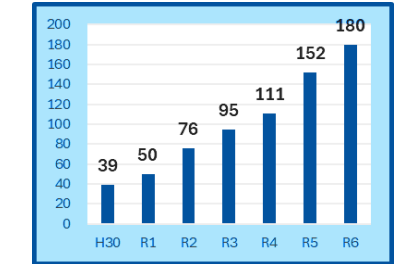
幼稚園

353/2,258園



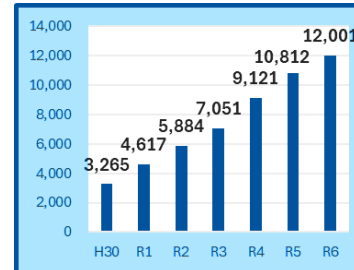
義務教育学校

180/232校



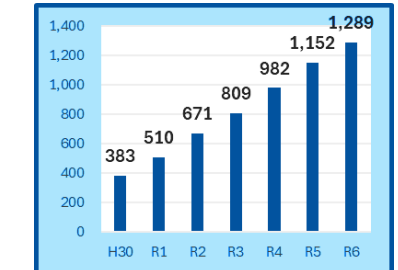
小学校

12,001/18,291校



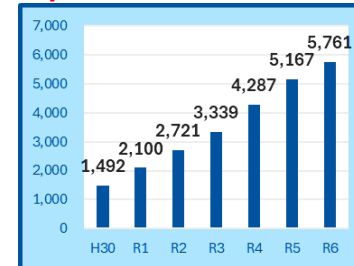
高等学校 (中等教育学校含む)

1,289/3,472校



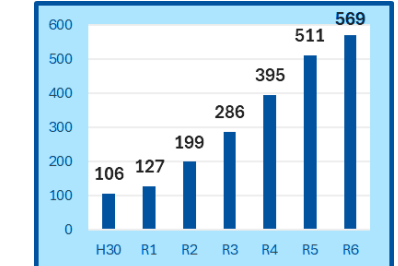
中学校

5,761/8,951校



特別支援学校

569/1,130校



コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和6年5月1日
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,258園	353園	15.6%	557園	24.7%
	2,437園	341園	14.0%	510園	20.9%
小学校	18,291校	12,001校	65.6%	13,793校	75.4%
	18,437校	10,812校	58.6%	13,487校	73.2%
中学校	8,951校	5,761校	64.4%	6,481校	72.4%
	9,010校	5,167校	57.3%	6,173校	68.5%
義務教育学校	232校	180校	77.6%	186校	80.2%
	202校	152校	75.2%	152校	75.2%
高等学校	3,437校	1,281校	37.3%	652校	19.0%
	3,449校	1,144校	33.2%	581校	16.8%
中等教育学校	35校	8校	22.9%	3校	8.6%
	35校	8校	22.9%	4校	11.4%
特別支援学校	1,130校	569校	50.4%	263校	23.3%
	1,117校	511校	45.7%	237校	21.2%
合計	34,334校	20,153校	58.7%	21,935校	63.9%
	34,687校	18,135校	52.3%	21,144校	61.0%

※下段は令和5年度の結果

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針

（総括的な基本方針・コンセプト）

（1）2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- グローバル化や気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少、都市と地方の格差などの社会課題やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化の中で、一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていかなければならない。特に我が国においては少子化・人口減少が著しく、将来にわたって財政や社会保障などの社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、活力あふれる社会を実現していくためには、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要がある。また、社会課題の解決と経済成長を結び付けて新たなイノベーションにつながる取組を推進することが求められる。Society 5.0においてこれらを実現していくために不可欠なのは「人」の力であり、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していかなければならない。
- こうした社会の実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという考え方が重要**である。将来の予測が困難な時代において、**未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められる。**
- Society 5.0においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を備えた人材が期待されている。こうした要請も踏まえ、個々人が自立して自らの個性・能力を伸長するとともに、多様な価値観に基づいて地球規模課題の解決等をけん引する人材を育成していくことも重要である。

小学校学習指導要領（平成29年告示）（抜粋）

前文

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

（後略）

1. コミュニティ・スクールの取組状況と持続可能な社会の創り手の育成

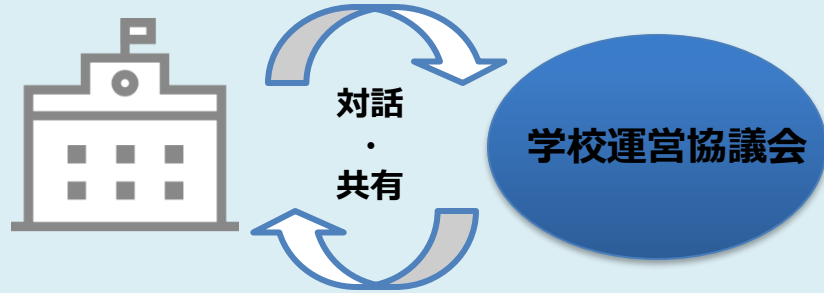
2. コミュニティ・スクールの有用性

3. コミュニティ・スクールを取り巻く社会教育
人材と協力団体 -地域力の向上に向けて-

4. まとめに代えて

高等学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会と地域社会との連携・協働）

① 組織的・効果的な学校運営協議会の設置



学校運営協議会を運営するに当たっての「地域」の捉え方は、学区や市町などの行政区域（エリア）で地域を限定するのではなく、**高校の教育方針や教育活動の範囲（テーマ）に応じて柔軟に考えることが必要**

学校運営協議会委員の選定

例) 保護者、大学教授、地元企業代表、商工会会員、NPO法人、地元自治会、県や市役所等の職員、同窓会、近隣高校校長、地元小・中学校長

学校教育目標を実現するために、どのような「人」に関わってもらうのがよいかという視点をもつことが重要

② 各学校の目標や実情等に応じた連携・協働

(例 1)

国内外の社会課題の発見・解決に向けて対応できるリーダーの育成

- ・ 国内外の高等教育機関
- ・ 国内外の企業 等

(例 2)

最先端の実践的な職業教育を主とする専門的な能力の育成

- ・ 企業
- ・ 地元経済団体
- ・ 都道府県・市町村行政
- ・ 高等教育機関 等

(例 3)

持続可能な地域を支えるために必要となる力の育成

- ・ 地方公共団体
- ・ 産業界
- ・ 高等教育機関
- ・ NPO法人 等

各学校の目標や実情等に応じた地域社会との連携・協働により、「社会に開かれた教育課程」を実現する観点から、SSHやマイスター・ハイスクールの取組の充実を図る上でもコミュニティ・スクールの仕組みを活用することが効果的

普通科・専門科を併設した学校における工夫例

〇〇高等学校運営協議会
(コミュニティ・スクール)

【委員構成例】

同窓会

A市教委

PTA

A市商工会

地元企業

B小学校

NPO法人

C中学校

県内大学

等

各部会を置き、実効性のある運営体制を構築

小中高
接続部会

小中高生の進路、地域課題解決、学力向上における地域に根差した接続を実現する。

産学官
連携部会

地域振興の担い手育成に向けた実践と長期就業体験を軸とした学校設定科目「(例) 地域協働探究」のカリキュラム開発をする。

高大
接続部会

本校教育の質の向上と各教科・科目や探究学習のさらなる充実（高度化）を目指す。

特別支援学校への導入の意義

特別支援学校におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の積み重ねは、**学校の教育目標の実現、学校運営の強化**のみならず、**特別支援学校・児童生徒への理解の広がり・深まり、地域におけるつながりづくり**等、**共生社会の基盤形成**にも効果を発揮。



青森県立
八戸高等支援学校

千葉県立
飯高特別支援学校

大阪府立
岸和田特別支援学校

学校運営協議会

学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議



学校の教育目標等の共有

地域社会の中で
自分らしく活躍する生徒

地域に学び、自分の良さを伸ばし、
心豊かにたくましく生きる
児童生徒の育成

共生社会実現をめざし、
地域から信頼される学校

目指す子供の姿、育成したい資質・能力

地域学校協働活動

実際の議題例

- 教育課程
- 学力向上
- 不登校の未然防止
- 学校における働き方改革
- 特別支援学校・児童生徒への地域住民の理解
- 自立と社会参加に向けた取組
- 卒業後の進路
- 就業先となる企業等との連携・協働等

成果・効果や関係者の声



校内カフェ・さめリンピック等

(子供) 幅広い年齢層の地域住民との交流を楽しむことができた。
(地域) 学校や生徒の障害の様子、バラスポーツについて、理解を広げることができた。地域内での協力関係が深まり、地域の活性化につながることができた。



地域課題を教育資源とした
地域課題解決学習

(子供) 地域の大人との学びの中で、認められ、褒められ、頼りにされることが、自己有用感や自己肯定感の向上につながっている。
(地域) コミュニティ・スクールの仕組みにより、学校や児童生徒への理解が広がり深まり、共生社会の形成に向けた一助となっている。



ボランティア体験講座等

(子供・地域) 障がい児・者理解につながるきっかけづくりと、地域の障がい児・者の生活の質を高める社会づくりに貢献するためにボランティア体験講座を実施することで、障がい児・者理解を進め、このことで相互の充実感が増し、ボランティア活動の促進へとつながっている。

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

学校の課題



「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題



子供の課題



不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題



地域の課題



若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 茨城県牛久市

学校運営協議会委員が**授業研究に参画**。学校理解を深め、熟議を行うことで、**社会に開かれた教育課程を実現**。教師の**授業力向上**、子供の**学力向上**にも寄与

(例) 岡山県浅口市

保護者や地域住民と**目標や課題を共有し、業務の見直しを実現**。協議を通じて**教師の意識改革**にも成果

(例) 北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、**多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働**により、**チームとしての不登校対策体制**を構築

(例) 鳥取県南部町

地域の協力のもと地域の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、**子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力**を育成

(例) 熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、**地域住民との合同防災訓練**など、**防災に関する事項・取組**を協議・実践

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

茨城県牛久市立の小中学校では、学校運営協議会委員が授業研究に参画することで、学校教育に対する理解を深め、教育課程を通して子供たちに身に付けさせたい資質・能力を熟議することにより、「社会に開かれた教育課程」を実現している。

取組に至った背景

- ◆牛久市では、コミュニティ・スクールを導入するも、**地域が具体的に何をすればよいのか、学校・地域ともにイメージを持っていないことが課題**だった。
- ◆児童生徒の実態や教師の多忙さを地域の方に説明しても、十分な理解が得られなかった。

特徴的な取組

- ◆校内授業研究会などの機会に**協議会委員が授業を参観し、授業参観後には協議会委員が教師と共に授業を振り返る研究協議**を設けることで、指導法の意図や子供の実態についての共通理解を図る。
 - ➔授業内における子供同士の関わり合い方や、ノートの記載内容等について、**教師と違った視点を含めた研究協議は、学校にとって貴重な機会。**
- ◆学校運営協議会において、学校の教育目標と地域の課題解決を柱とした熟議により、**教育課程の検討**を行う。
- ◆子供に育てるべき資質・能力や地域の課題について、学校と地域が相互に理解した上で、様々な**地域学校協働活動**を展開。
 - ➔**子供の学びと地域課題の解決の両立**を目指した取組となった。
- ◆一部の協議会では、**卒業生（大学生）が委員として参画**。
 - ➔**若者の視点を取り入れたことで熟議の活性化**につながった。

成果・効果

- ◆地域住民の学校教育に対する理解が深まったことで、学校の現状や課題を踏まえた議論が可能となり、**「社会に開かれた教育課程」を実現**。
 - ➔**子供の学びが地域の活性化につながる「学校を核とした地域づくり」へ。**
- ◆授業づくりのサイクルに協議会委員も参加し、**教師の授業力向上に貢献**。
 - ➔**質の高い学びにつながり、子供たちの学力向上にも寄与**。

牛久南中学校での実践



協議会委員が校内研究授業に参画することで、子供たちの学びの実態について理解を深める。



授業のねらいや子供たちの様子について学校と地域が共通理解した上で、子供たちに身に付けさせたい資質・能力や地域学校協働活動の在り方等について熟議。



熟議の結果を踏まえ、子供たちが地域住民と一緒に地域の活性化に向けて取り組む内容を、総合的な学習の時間の探究課題に設定し、単元を計画。



地域の思いや願いに触れた子供たちは、主体的に地域活性化に寄与する様々な取組を実践。地域に貢献することによって味わうことのできるやりがいや喜びを学んだ。

市内校長の声

- 学校と地域の連携・協働が進むにつれて、**地域の方を講師とした授業が、講義形式から課題解決型に変容**するなど、**子供たちの学び方が変わってしまいました**。
- 植物栽培の技術指導や、教材としての企業関係資料の提供など、**地域の方が授業づくりに協力して下さることで子供たちの学びの質が高まっています**。

- 児童生徒質問〔25〕「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」は、「持続可能な社会の創り手」を育むという学習指導要領前文の趣旨に関して児童生徒自身の考えを尋ねる質問項目とも言える。
- 〔25〕は児童生徒の社会経済的背景（SES）や各教科の正答率と相関は見られない一方で、授業で学んだことを次の学習や実生活に結び付けて考えたり、生かしたりすることができると思う児童生徒ほど、〔25〕にも肯定的に回答している傾向がある。また、「総合的な学習の時間」「学級活動」への取組状況と〔25〕の回答状況にも相関が見られる。
- これらのことを踏まえると、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や総合的な学習の時間、学級活動の取組は、児童生徒の「地域や社会をよくするために何かしてみたい」という考えの形成に影響を与えている可能性がある。

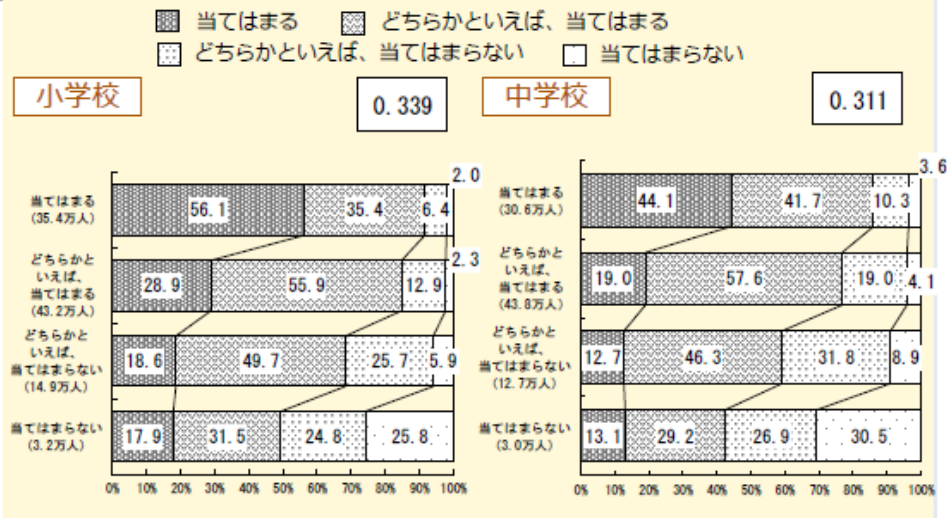
クロス集計
(児童生徒)

総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。(38)

【総合的な学習の時間】×

【地域や社会をよくするために何かしたい】

地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。〔25〕

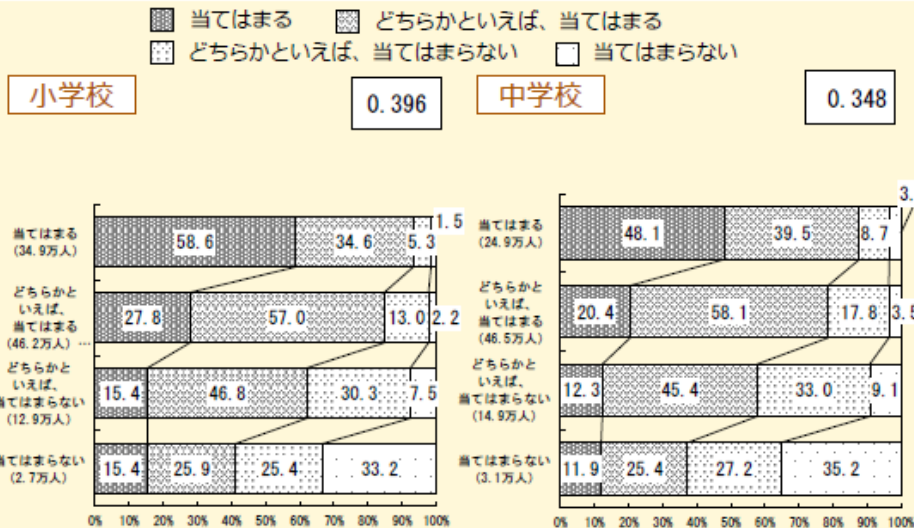


クロス集計
(児童生徒)

【授業で学んだことを実生活等に生かすことができると思う】×
【地域や社会をよくするために何かしたい】

地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。〔25〕

授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思いますか。(35)

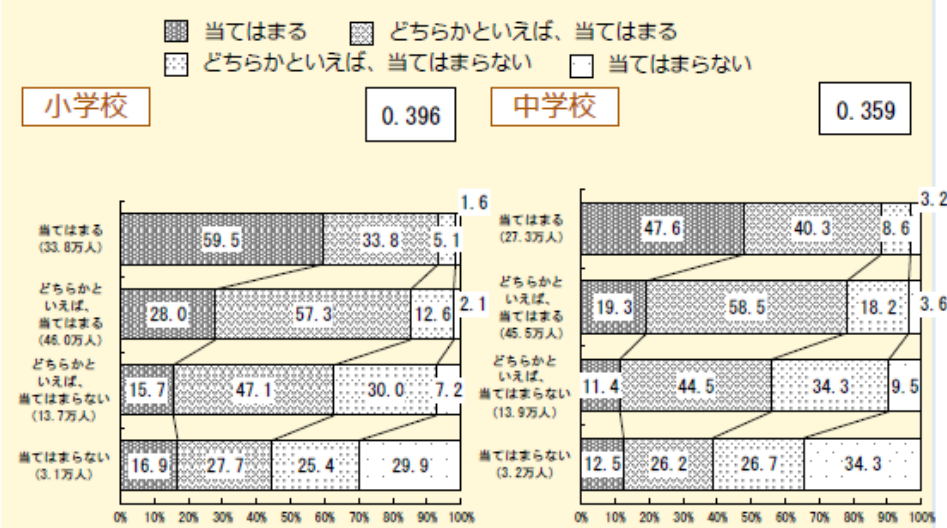


クロス集計
(児童生徒)

【学級活動を生かして努力している】×
【地域や社会をよくするために何かしたい】

地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。〔25〕

学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか。(40)





第3章 学校における働き方改革の更なる加速化

1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等

- 平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には給特法が改正され、業務量の適切な管理等に関する指針を策定。
- 教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動の見直し、ICTによる業務効率化等を進め、教育委員会における取組も着実に進捗。
→ 教師の月当たりの平均の時間外在校等時間は、**小学校で約18時間、中学校で約23時間減少**。*平成28年度から令和4年度の比較。推計値のため参考としての比較である点には留意が必要。
- 一方、教育委員会や学校における取組状況の差が課題。解像度を上げて、具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行すべき。

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

※学校・教師が担う業務に係る3分類

- 学校教育の質の向上のため、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部を他の教師等と分担する「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、3分類*に基づく業務適正化の徹底、調査の精選、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、サービス監督教育委員会の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。在校等時間の教育委員会ごとの公表も必要。
- 国は、PDCAサイクルを通じた働き方改革の推進、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求めることが必要。
- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての定量的な目標設定が必要。まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校についても、教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力が重要であり、校長の育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上が必要。

(2) 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。

4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師のメンタルヘルス対策に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。若手教師への支援体制の充実が必要。
- 産業医の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の労働安全衛生管理体制の整備に向けて、教育委員会への強力な指導が必要。
- 正規の勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保できるよう、担任外の教師も含め給食指導を輪番制にすること等により休憩時間を割り振ること等が必要。
- いわゆる「勤務間インターバル」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の変形労働時間制の趣旨や効果について、国は、未活用の教育委員会に対しても周知することが重要。

5. 柔軟な働き方の推進

- 早出遅出勤務やフレックスタイム制度、テレワークについて、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、導入を促進する必要。

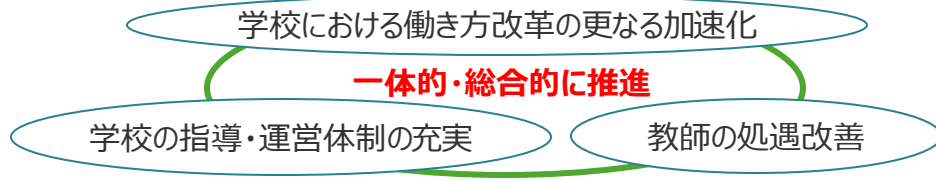
教師を取り巻く環境整備 総合推進パッケージ



文部科学省

令和6年8月

『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（令和6年8月中央教育審議会答申）を踏まえ、以下の予算上・制度上の措置を含む政策を総合的に推進。（金額・人数は令和7年度概算要求・要望額）



学校教育の質の向上を通じた、
全ての子どもたちへのより良い教育の実現



業務負担と長時間勤務を減らします

～ 時間外在校等時間月45時間以内に向けた働きやすい学校環境へ ～
～ 仕事や生活の満足度が高い職場環境へ ～

① 学校における働き方改革を一層進めます

※詳細は2ページ目。

● 働き方改革の実効性の向上

- ・在等時間等の縮減等の教育委員会における取組状況の「見える化」に向けた仕組みづくり
- ・全都道府県における、専門家による働き方改革に係る伴走支援
- ・管理職のマネジメント能力の高度化に資する研修プログラムの開発・実施
- ・学校運営協議会等における働き方改革の積極的な議題化の促進（関連手引きの改訂等）
- ・行政による学校問題解決のための支援体制の構築
- ・スクールロイヤー等への相談体制の構築等（手引きの改訂・周知）

- ☆ 在等時間の把握・管理の徹底と「見える化」
- ☆ 学校に対する教育委員会による伴走支援の促進
- ☆ 管理職のリーダーシップの発揮による学校マネジメントの促進
- ☆ 地域住民・保護者との連携・協働の深化
- ☆ 行政による学校問題解決のための支援体制の構築

● 次世代校務DXなどによる業務の適正化の一層の推進

- ・授業時数の点検等に関する調査の実施
- ・クラウド環境を活用した次世代校務DXの推進等

- ☆ 各学校の指導体制に見合った教育課程の編成
- ☆ 校務DXの加速化

● 健康・福祉の確保及び柔軟な働き方の推進

- ・ストレスチェックの実施や産業医の選任、衛生委員会の設置等に向けた都道府県等への周知徹底
- ・勤務間インターバルや早出遅出勤等への推進に向けた事例・留意事項の整理・周知等

- ☆ 労働安全衛生管理体制の実効的な取組の推進
- ☆ 教師の健康・福祉の確保、柔軟な働き方の推進

③ 専門職にふさわしい処遇を実現します

- 教職の重要性を踏まえた処遇改善（教職調整額の改善）
- 職務や勤務の状況に応じた処遇改善（各種手当の改善）：学級担任への加算管理職手当の改善

② 教職員定数の改善等により、指導・運営体制を充実させます

● 教職員定数の改善

…7,653人改善

- ・小学校における教科担任制の拡充（中学年、新規採用教師）（※） …2,160人改善
- ・生徒指導担当教師の全中学校への配置（※） …1,380人改善
- ・多様化・複雑化する課題への対応 …476人改善
- ・35人学級の推進等、基礎定数の増加 …3,637人改善

● 若手教師へのサポートと学校内外との連携・調整を担う「新たな職」の創設（職務内容や給料表上の位置づけ整理）

● 支援スタッフの配置充実

- ・教員業務支援員（単価引き上げ）
- ・副校長・教頭マネジメント支援員（1,000人→3,000人）
- ・スクールカウンセラー（重点配置校 10,000校→11,300校）
- ・スクールソーシャルワーカー（ " 10,000校→11,600校）
- ・部活動指導員（16,000人→17,500人）
- ・校内教育支援センター支援員（新規3,000校）
- ・日本語指導補助者・母語支援員を含む日本語指導体制への支援（拡充）等

（参考：指導・運営体制の充実に資する関連施策）

- ・地域学校協働活動推進員等の配置促進
- ・地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

● 心理・福祉等の高い専門性を持つ者の教員免許の取得促進や、特別免許状を活用した優れた知識経験を有する社会人等の入職促進

☆ 指導の質の向上と持ち授業時数の軽減（小学校中学年の学級担任持ちコマ数は週3.5コマ減、新採教師の持ちコマ数は週5コマ減）

☆ 専任の生徒指導担当教師による機動的対応

☆ 教育課題等への組織的な対応力の向上

☆ 「チーム学校」の推進

☆ 様々なバックグラウンドを持つ教師それぞれの強みを生かした指導が実現

● 新たな職について、給料表の新たな級を創設し、処遇改善



国・教育委員会・学校が一体的に取り組むことで、学校における働き方改革を一層推進します

働き方改革の実効性の向上

国

在校等時間の把握・管理の徹底と「見える化」

- ・在校等時間の縮減等の教育委員会における取組状況の「見える化」の仕組みづくりを検討、教育委員会別の取組状況を調査、公表（R6～）

学校に対する教育委員会による伴走支援の促進

- ・専門的知見を有するサポーターを派遣し、教育委員会と連携して学校の取組への伴走型支援を実施（全都道府県で事例創出）（R7～）

管理職のリーダーシップの発揮による学校マネジメントの促進

- ・管理職の資質向上指針における働き方改革の重要性の位置づけ
- ・管理職のマネジメント能力向上に向けた研修プログラム開発・実施（R7～）

地域住民・保護者との連携・協働の深化

- ・学校運営協議会や総合教育会議における働き方改革の積極的な議題化の促進（関連手引きの改訂等）

行政による学校問題解決のための支援体制の構築

- ・学校だけでは解決が難しい事案について、行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業の実施、好事例の横展開（R6～）
- ・スクールロイヤー等の法務専門家への相談体制の構築のための「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」の改訂・周知（R6～）

次世代校務DXなどによる業務の適正化の一層の推進

国

校務DXの加速化

- ・教育委員会及び学校の「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」に基づく自己点検結果のとりまとめを実施（R5～）
- ・都道府県域での共同調達を前提とした次世代校務DX環境の整備を支援（R7～）

各学校の指導体制に見合った教育課程の編成

- ・授業時数の点検等に関する調査の実施（R6～）

「3分類」に基づく業務の適正化

- ・業務の「3分類」について、学校以外が担うべき業務等についての教育委員会・地域・保護者等の理解を得るための周知を強化

部活動ガイドラインで示した休養日・活動時間の遵守徹底

- ・適切な休養日・活動時間となるよう都道府県等への周知を徹底

健康・福祉の確保及び柔軟な働き方の推進

国

労働安全衛生管理体制の実効的な取組の推進

- ・ストレスチェックの実施や産業医の選任、衛生委員会の設置の実施等に向けた都道府県等への周知徹底

教師の健康・福祉の確保、柔軟な働き方の推進

- ・勤務間インターバル制度や、早出遅出勤務等の推進に向けた事例・留意事項の整理・周知

教育委員会

- ・定量的な目標設定などPDCAサイクルを構築・実施、取組状況を保護者・地域住民等へ公表

- ・在校等時間が長時間となっている教師が在籍する特定の学校へのヒアリング等

- ・働き方改革の司令部部局を明確化
- ・サポーターと連携し、管理職マネジメント支援等を実施

- ・資質向上指標を踏まえた管理職への研修の着実な実施

- ・各学校運営協議会での議題化を促進

- ・総合教育会議において働き方改革の取組を積極的に議論、首長との連携強化

- ・学校管理職OB等の活用や様々な専門家との連携等により学校への支援体制を構築

- ・スクールロイヤー等教育行政に係る法務相談体制の整備・充実

教育委員会

- ・教育委員会及び学校の自己点検結果を踏まえ、ルールの見直しや学校への働きかけを通じて校務DXを推進
- ・校務系・学習系ネットワークの統合、校務支援システムのクラウド化等の環境整備

- ・標準授業時数を大幅に上回る学校へ指導体制に見合った計画となるよう指導・助言

- ・行政や事業者など学校以外で担える具体的な業務を積極的に検討、見直し

- ・各学校の状況把握、不適切な事例が確認された場合の指導・是正

教育委員会

- ・教職員数50人未満の学校を含め、産業医等による教師の健康管理が実施される体制を構築等

- ・健康・福祉の確保に向けた働き方や、柔軟な働き方を可能とする制度の導入等

学校

- ・在校等時間の客観把握を徹底
- ・教育委員会の定める目標を踏まえ、管理職による業務精選、分担の見直しや、教職員による業務改善の実行

- ・マネジメント能力を有する管理職による勤務時間管理や業務分担の見直し等

- ・学校運営協議会の協議を踏まえた地域学校協働活動の一層の推進等

- ・学校だけでは解決が難しい事案について教育委員会等への早急な相談

学校

- ・自己点検結果を通じて、校務におけるペーパーレス化及びクラウド活用を前提とした校務DXを推進
- ・ロケーションフリーでの校務実施等を推進等

- ・教育課程編成に係る校長の責任の下、指導体制に見合った計画となるよう、授業時数等を点検、改善
- ・学校における業務の精選

- ・地域住民・保護者と連携・協働した業務適正化の推進

- ・各部活動の状況把握、不適切な事例が確認された場合の指導・是正

学校

- ・教師のストレスチェックの実施やその結果を踏まえた面接指導等を実施

- ・柔軟な働き方等を実現するための教職員間の業務分担に係る調整



各教育委員会・学校における課題の明確化や学校のサポート体制の構築、「チーム学校」の一層の推進を図りつつ、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく業務適正化、指導体制に見合った授業時数の設定、校務に係る時間の効率化等を一体的に展開

学校安全の推進に関する有識者会議 学校安全を推進するための組織体制の在り方について中間まとめ(概要)



学校安全を推進するための組織体制に関するこれまでの議論

本体はこちら→

- ・地震などの自然災害、学校における活動中の事故や不審者侵入事件などが顕在化し、**学校の努力だけでは防止できない事案**も発生
- ・学校だけでなく、**地域や関係機関等と連携して組織的に実効性のある持続可能な学校安全の取組**の推進が強く求められる
- ・**セーフティプロモーションスクール*1**の考え方を取り入れた取組の充実や、**コミュニティ・スクール*2**の仕組みの活用を含む地域との連携・協力が必要
- ・学校及び学校の設置者の取組をより実効的にするため、**学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築**を全国的に推進

*1 学校安全について、組織的・計画的に地域等と連携し、実践・改善を継続するものとして認証された学校。

*2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を置く学校。

学校安全を推進するための組織体制の充実に必要となる視点

地域や関係機関等との連携 児童生徒等の安全確保には、地域や関係機関等と連携し、学校安全の実効性向上を図ることが必要

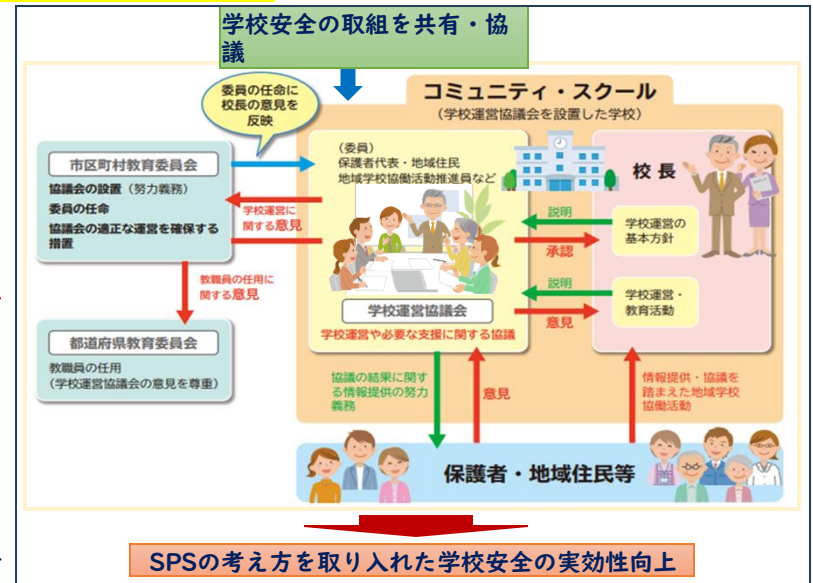
- ・事件・事故・災害被害等の経験を繰り返さない ⇒ **学校安全の専門的な知見や子供の視点の活用、地域の協力体制の構築が必要**
- ・持続可能かつ組織的に学校安全の質の向上 ⇒ **コミュニティ・スクール(CS)と地域学校協働活動の仕組みを最大限活用することが効果的**
- ・学校安全の取組の実効性や持続可能性の向上、外部の視点による評価・見直し ⇒ **学校運営協議会での協議、共通理解の醸成が効果的**
- ・災害や防犯は地域全体の共通課題 ⇒ **地域の関係機関等と継続的に協働、学校と地域の双方の視点が必要(緊急避難先の合意形成等)**

校内の組織体制整備 校長のリーダーシップの下、校内の組織体制の整備が必要

- ・組織的かつ効果的な学校安全の推進には、「学校安全の中核を担う教職員」が重要
⇒ **その位置付けや果たすべき役割について更に整理する必要**
⇒ **学校の設置者等における育成、確保、校長等の管理職を含む研修体制の充実等も必要**
- ・CSの仕組みを活用した学校安全の取組の実質化
⇒ **学校安全に関わる教職員の学校運営協議会への参画など体制を工夫**

学校安全の取組の実効性を高めるための留意点 CS等の仕組みの活用による負担軽減と安全強化

- ・教職員の負担に配慮した、登下校を含む児童生徒等の安全確保の強化
⇒ **関係者間での共通理解の醸成、連携・協働の中での適切な役割分担の実施**
⇒ **地域学校協働活動推進員等の更なる配置・活用の推進**
- ・小中一貫教育などの場合、複数校で1つの学校運営協議会の設置も可能
⇒ **地域の共通課題への対応や小～中学校へのつながりのある安全教育などに効果的**
- ・本項目の視点は、学校運営協議会の未設置校や、国立・私立学校においても重要な考え方

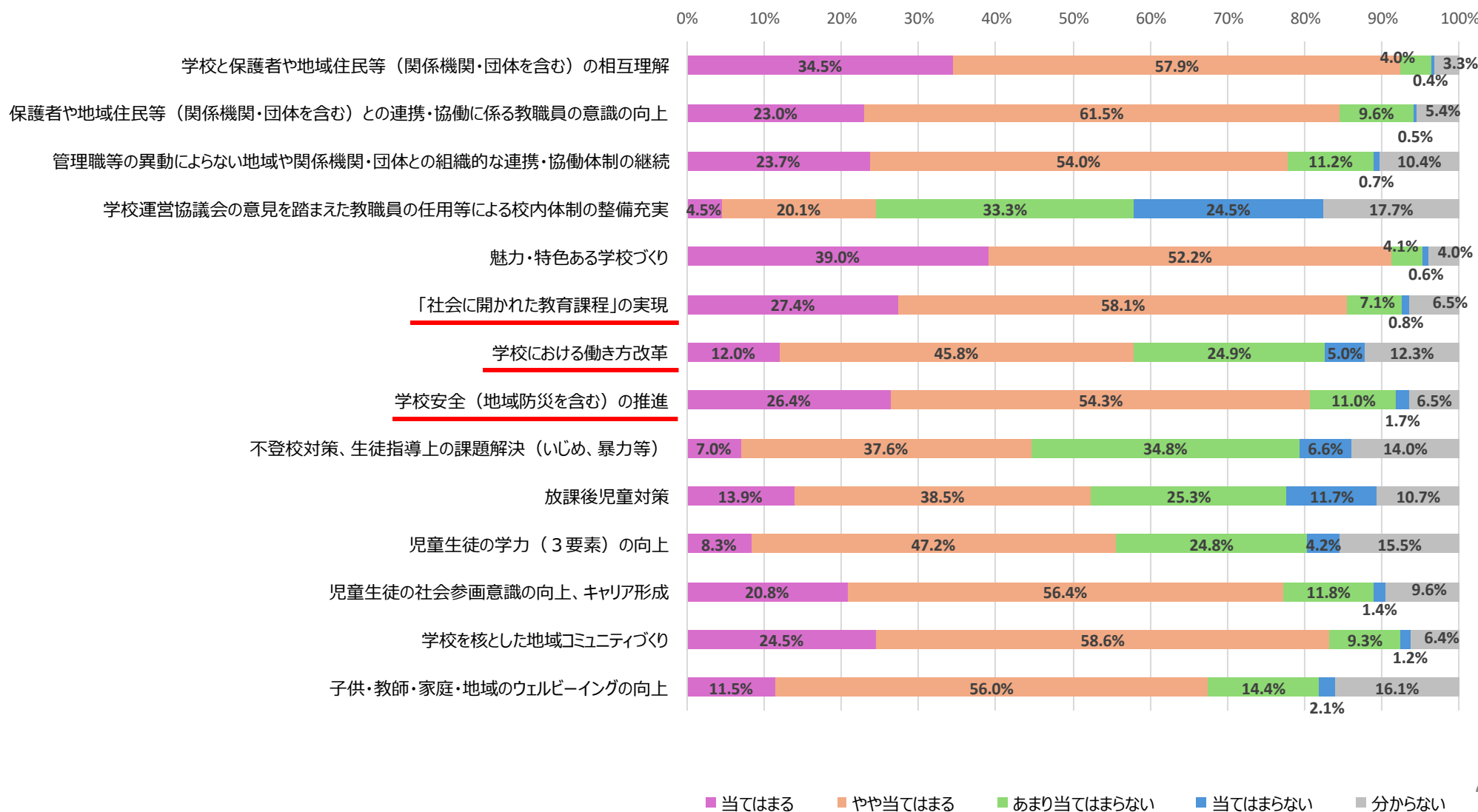


学校安全を推進するための組織体制の在り方に関する提言

- 児童生徒等の安全確保や安全教育を学校運営協議会の場で積極的に議題として取り扱うこと等により取組の充実・持続化が期待される。
⇒ **学校運営協議会を活用した学校安全の取組を一層推進するために必要な方策の具体的な検討が必要。**
- CSの仕組みを活用した学校安全の取組の実質化には、学校安全に関わる教職員の学校運営協議会への参画など体制の工夫が必要。
組織的かつ効果的に学校安全の取組を推進するためには、「学校安全の中核を担う教職員」の配置、資質能力向上の機会確保が重要。
⇒ **組織的に学校安全を推進していくための校内体制及び、その中心となる「学校安全の中核を担う教職員」について、その位置付け及び果たすべき役割、養成・育成等については、本有識者会議で更に検討を進める。**

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるかどうか、成果実感を調査。
- 『学校と保護者や地域住民等の相互理解』、『魅力・特色ある学校づくり』においては、90%以上の教育委員会が「当てはまる」又は「やや当てはまる」と回答した。

(n=1,414)



1. コミュニティ・スクールの取組状況と持続可能な社会の創り手の育成

2. コミュニティ・スクールの有用性

**3. コミュニティ・スクールを取り巻く社会教育
人材と協力団体 -地域力の向上に向けて-**

4. まとめに代えて



本体はこちら→

*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化。

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～】（令和6年6月）

- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方を提示

◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）

- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方等）

1. 社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材が果たす役割への期待

社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現

（1）社会教育の裾野の拡大

- **学校教育と社会教育との連携**による地域のつながりづくりや次世代育成の進展、福祉・防災・農山漁村振興等の分野における**地域コミュニティ関連施策の社会教育との連携の重要性増大**
 - **社会教育の担い手**は、社会教育施設、社会教育関係団体やNPOにとどまらず、**首長部局や民間企業に広がるなど、多様化**
- ⇒ **社会教育の裾野が拡大**する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる**社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要**

（2）社会教育主事・社会教育士の役割・期待

社会教育主事

「**地域全体の学びのオーガナイザー**」

学校教育（行政）をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、**地域全体の社会教育振興の中核**を担う

社会教育士

「**各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー**」

現場レベルの活動において、**各分野の専門性と社会教育の知見を活かし**ながら、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする

- 社会教育の裾野が拡大する中、社会教育士をはじめとする地域の社会教育人材が、各分野の専門性と相互のつながりを活かして活躍できるよう、**社会教育主事が、地域における社会教育全体を俯瞰し、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割を担うことが重要**
- ⇒各教育委員会における**社会教育主事の配置**により、**地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげ、各取組の充実に相乗効果**が生まれるような体制の整備が望まれる

（3）社会教育人材の確保の必要性

- 社会教育が地域コミュニティを支える社会基盤としての役割を果たすには、教育委員会事務局や社会教育施設はもとより、環境、福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等、首長部局だけでなく、NPO等の多様な主体が担う幅広い領域において活躍する人材が、**社会教育の実践的な能力を身に付け、それらを生かして社会課題の解決に向けた自律的・持続的な活動を組織・展開できるようにしていくことが重要** ⇒ **幅広い人材にとって受講しやすい社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の実現が極めて重要**

2. 社会教育人材の養成について

（1）社会教育人材に求められる能力・知見

- 全ての社会教育人材に必要な知識として、社会教育とは何かという基本的理解を深める内容に加え、**地域における学びと実践活動の循環を、効果的に進めるために必要なコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力など、様々な活動において汎用的に活用し得る能力の習得**が求められる
- 関係行政機関やNPO、企業等の多様な主体との連携・協働が想定され得るため、社会教育行政に関する一定程度の基本的な知識を含め、**関係行政機関や多様な主体と連携・協働を図りながら学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識や技能の習得を図る**ことが必要

（2）社会教育人材の養成の在り方

- 社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の修了は、**社会教育人材のエントリー条件**であり、ここでは、社会教育に関する基本的な理解も含め、**様々な実務経験を積むに当たって重要となる基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置く**ことを基本とすることが適当
- **社会教育主事**については、地域の実情を踏まえつつ、**講習・養成課程修了後の実務経験や研修等による段階的な人材養成を経て任用**することが望ましい方向性の一つ
- 講習・養成課程は、社会教育主事となる者が基本的な能力・知見等を身に付けるものであるとともに、地域の多様な活動における活躍が期待される社会教育士を輩出するものであることから、地域や受講者の様々なニーズに応じられるよう、**各教育機関の創意・工夫により、特色ある多様な内容が提供されることが望ましい**
- 講習・養成課程の修了後においても、**多様な研修機会等の確保や社会教育人材ネットワークの活用**を通じて**社会教育人材の資質の向上を図り、その活躍を促進していくことが必要**

3. 社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策

社会教育主事講習の定員拡大

受講希望者の増加により、定員超過が継続⇒**社会教育人材の量的拡大を図るためには、社会教育主事講習の定員の拡大が急務**

多様で特色ある受講形態の促進等による受講者の選択肢の拡大

【**受講形態の多様化**】 オンライン・オンデマンドを含め、できる限り受講者のニーズに応じられるように**多様な受講形態で講習が提供されることが望まれる**

【柔軟な履修方法による選択肢の拡大】

- ・**複数機関によるカリキュラムの策定**により講習内容の維持・充実を図る ・現行でも可能な**分割履修**の円滑な実施に向け、国は**受講記録の保存期間を5年以上と設定**
- ・各講習実施機関は、**提供するカリキュラムのねらい、教育内容、学修方法、特色等の分かりやすい発信を通じて魅力化を図ることが期待される**

【**講習科目の提供方法の弾力化**】 国は、大学等の判断により、**1から4科目の開設を可能**とし、国の委託費を活用しない講習について、**複数年での開講**や、**受講料の徴収を認める**

養成課程における取組

教職課程を含めた他分野専攻の学生が履修しやすくなるような取組など、多様な社会教育人材の輩出に向けた取組の一層の推進を期待

講習等の質の更なる向上に向けた各機関の取組の共有

国は、**講習実施機関を対象とする意見交換会を定期的に開催**し、講習実施機関間の連携・協力を促進

講習の受講資格の明確化

国は**社会教育関係団体や地域学校協働活動等の一定の活動経験、海外大学卒を講習の受講資格要件に参入できる**旨を通知等で明確化

社会教育に関する民間資格等取得者の一部科目代替

国は、**資格の内容等に応じて講習受講科目の一部を免除できるよう、科目代替を認める基準の検討**を進める必要

4. 社会教育人材の活躍促進に係る具体的な改善方策

社会教育主事の配置促進

- ・国は、市町村における社会教育主事の配置の**好事例等を周知**し、**社会教育主事の専門職としての有用性について改めて理解増進を図る必要**
- ・地方公共団体における社会教育人材の計画的な育成のため、国は**任用予定者の受講枠の確保、講習の受講促進、定員増加**等を進め、**社会教育主事の配置を促していく必要**

社会教育士の活躍事例の収集やロールモデルの提示

国は、**活躍事例の収集・分析、ロールモデルや活躍先の提示**等により社会教育士の活用イメージを広く周知する必要

社会教育士の認知度向上やその有用性の周知、活躍場所の拡大

・国は、**社会教育士の称号取得者等の地域学校協働活動推進員等としての登用**等を促す必要

- ・**指定管理の社会教育施設が、公募の際に社会教育主事の有資格者がいることを選択的条件**等とすることや、**社会教育士を称する際に自らの専門性を付記**することも有効
(「**社会教育士(講習)×学校連携**」、「**社会教育士(養成課程)×まちづくり**」など)

社会教育人材のネットワーク化

・社会教育人材ネットワークは、全国規模、都道府県・市町村等の地域単位、自発的な「同窓会型」等、**機能毎に複層的に構築することが重要**

- ・**全国規模のネットワーク**は、国が中心となり、**都道府県・指定都市の社会教育主事が集まる場の充実を図る**とともに、持続的なネットワークの確立に向けた課題について検討
- ・**地域単位のネットワーク**は、地方公共団体等が行う社会教育に関する**研修などの機会を活用し、社会教育主事が、域内の社会教育士に関する情報を把握し、地域の幅広い社会教育人材のつながりの構築**に努め、専門的・技術的な助言と指導による活動支援に有用な取組として、**各地域の実情に応じて運営し、研修や交流を行うことが望ましい**
- ・**「同窓会型」**(同じ講習・養成課程の修了者)の**ネットワーク**は、顔の見える関係を活かした機動的な交流や、持続可能性の観点から他のネットワークとの連携に期待

旧制度における受講者の社会教育士の称号付与の促進

令和2年度以降の**新設2科目を受講しやすい環境の整備**など、旧制度下の修了者の社会教育士の称号取得を促進

修了証書の在り方

講習実施機関が発行する修了証書について、**社会教育士の称号が付与された旨を明確化**するとともに、養成課程についても同様の協力を求める必要

継続的な学習機会の確保等

- ・**国・地方公共団体が行う研修のオンデマンド配信等の推進**など、社会教育人材に広く開かれた継続的な学習機会の確保や研修の充実が重要
- ・学習の成果や、専門性・得意分野を示すことにもつながりうる**デジタルバッジの活用について、具体的な調査検討を進める必要**

5. おわりに

社会教育主事と社会教育士の関係や位置付け、それらを踏まえた社会教育人材の養成の在り方や活躍方策について、様々な観点から議論の継続を期待

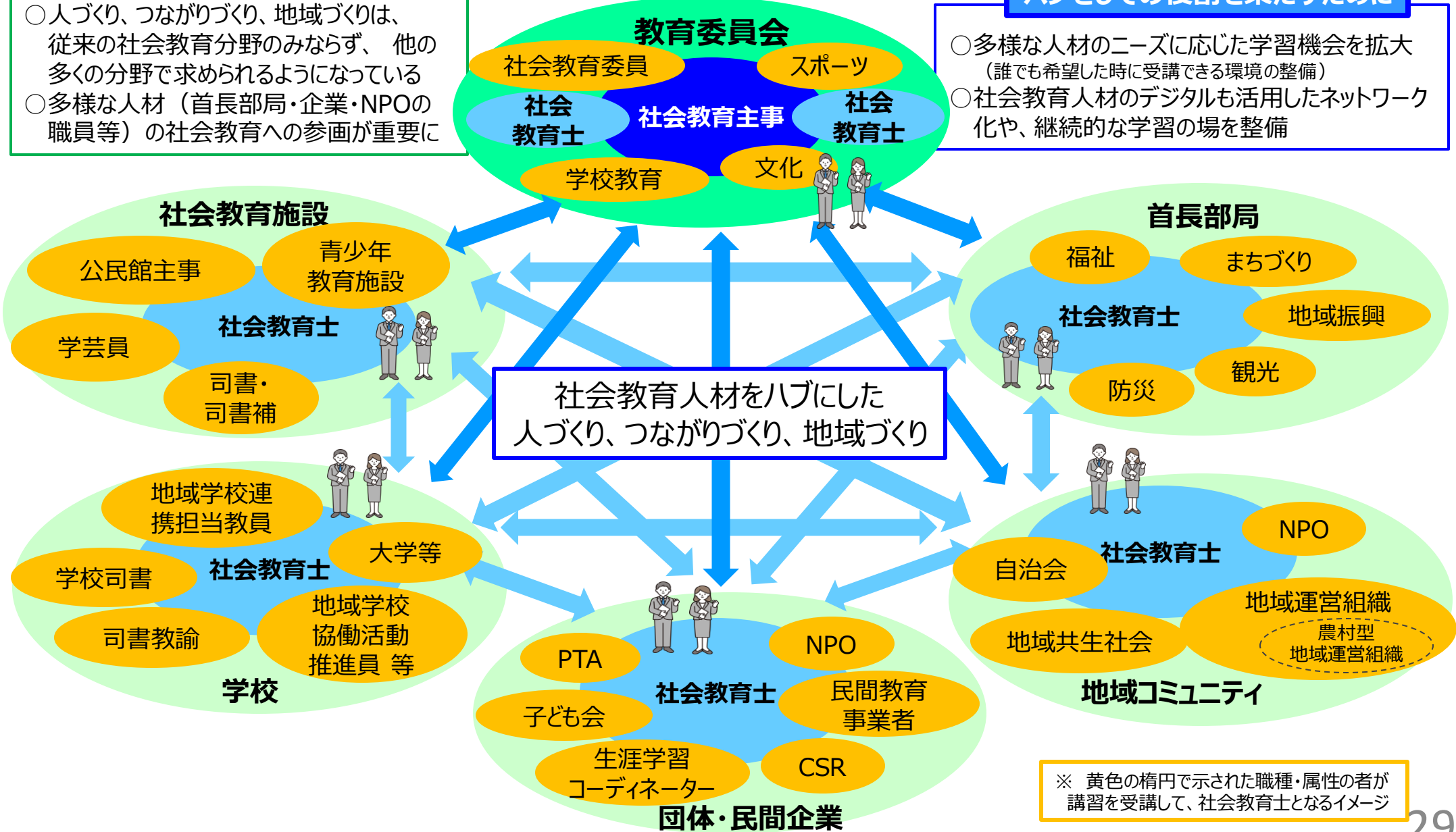
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになってきている
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



※ 黄色の楕円で示された職種・属性の者が講習を受講して、社会教育士となるイメージ

「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。
第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	7,047人

第4章 各分野の政策の推進

2. 分野別の施策の推進

（1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

②人の流れをつくる

ii 高等学校の機能強化等

【具体的取組】

（b）コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

・全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築することを目標とし、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進等を図ることにより、我が国の将来を担う子供たちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進するとともに、まちづくりといった課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。

⑤その他の関連重要施策

ア 一人ひとりが魅力づくりの担い手となる地方創生

【具体的取組】

（d）コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

・全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築することを目標とし、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進等を図ることにより、我が国の将来を担う子供たちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進するとともに、まちづくりといった課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。【再掲】

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

76億円
71億円



文部科学省

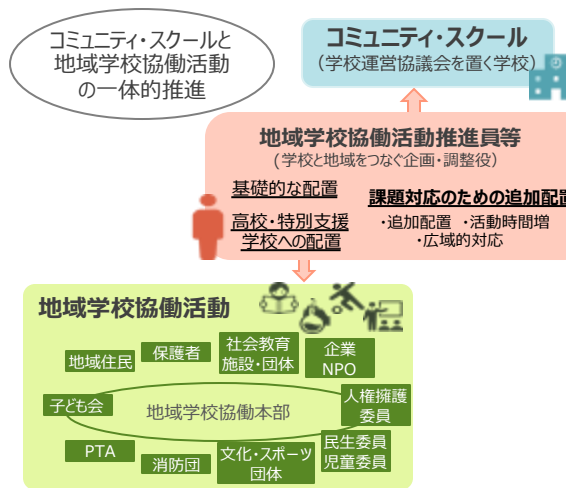
現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール**（※）と社会教育活動である**地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
 - ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R5時点：18,135校、52.3%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した**「放課後児童対策パッケージ」(R5.12)に基づく取組を推進**（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



経済財政運営と改革の基本方針2024

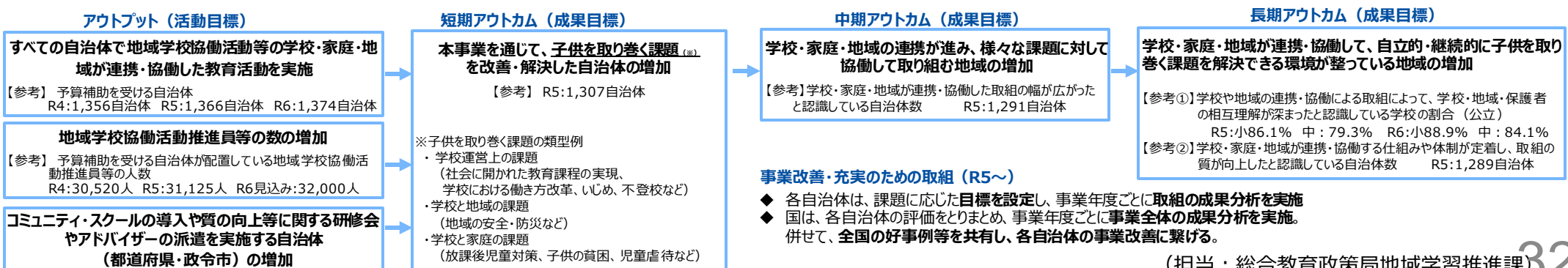
(令和6年6月21日閣議決定)

- 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～
3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
(3) 公教育の再生・研究活動の推進
(質の高い公教育の再生)
- 学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を**加速する**とともに、(略)豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する(略)。

具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に対応した推進員等の追加配置**を推進
 - **推進員等の処遇改善**（謝金単価の引上げ）
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動**等を支援
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する研修の充実

ロジックモデル



コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和6年11月時点）

本体はこちら →



《教育分野》

- 全国コミュニティ・スクール連絡協議会
（コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等）
- 公益社団法人日本PTA全国協議会
- 一般社団法人全国高等学校PTA連合会
（PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等）
- 公益社団法人全国子ども会連合会
（子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等）
- 公益社団法人全国公民館連合会
（公民館の普及促進、調査研究等）
- 全国私立大学教職課程協会
- 日本教育大学協会
- 日本教職大学院協会
（教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等）
- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 指定都市教育委員会協議会
- 全国都市教育長協議会
- 中核市教育長会
- 全国町村教育長会
（教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等）
- 全国国公立幼稚園・こども園長会
（幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進）
- 全日本中学校長会
（中学校教育の振興等）
- 全国連合退職校長会
（教育の振興、地域の教育・文化の向上等）
- 全国公立小中学校事務職員研究会
（学校事務の研究、事務職員の資質向上、教育環境の整備等）
- 全日本教職員連盟
（教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等）

- 公益社団法人日本教育会
- 日本連合教育会
- 一般社団法人全国教育問題協議会
（教育に関する調査研究・普及活動等）
- 公益財団法人日本学校保健会
（子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等）
- 公益財団法人産業教育振興中央会
- 全国産業教育振興会連絡協議会
（産業教育の振興）
- 全国専修学校各種学校総連合会
（専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進）

《スポーツ・文化分野》

- 公益財団法人日本スポーツ協会
（スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等）
- 公益財団法人運動器の健康・日本協会
（運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等）
- 特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟
（ラジオ体操・みんなの体操の普及等）
- 一般社団法人和食文化国民会議
（無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承）

《防災・安全分野》

- 公益財団法人全国防犯協会連合会
（防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等）
- 一般財団法人全日本交通安全協会
（交通安全に関する普及啓発等）
- 消防団
（防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等）
- 公益社団法人隊友会
（防衛・防災関連施策への協力等）

《金融分野》

- 一般社団法人全国銀行協会
- 一般社団法人信託協会
- 一般社団法人全国地方銀行協会
- 一般社団法人第二地方銀行協会
- 一般社団法人全国信用金庫協会
- 一般社団法人全国信用組合中央協会
- 一般社団法人生命保険協会
- 一般社団法人日本損害保険協会
- 日本FP協会
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

《児童福祉分野》

- 一般財団法人児童健全育成推進財団
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- 全国学童保育連絡協議会
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- 一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)
- 全国保育協議会
- 公益社団法人全国私立保育連盟
- 社会福祉法人日本保育協会
(保育・児童福祉の向上等)

《人権分野》

- 更生保護法人全国保護司連盟
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- 全国人権擁護委員連合会
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

《国際協力分野》

- 公益社団法人青年海外協力協会
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

《社会福祉・労働分野》

- 一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- 全国食生活改善推進員協議会 (一般財団法人日本食生活協会)
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- 全国社会福祉協議会
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- 全国民生委員児童委員連合会
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- 全国老人クラブ連合会
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- 一般財団法人ACCN
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

《農林水産分野》

- JAグループ (一般社団法人全国農業協同組合中央会)
- 全国森林組合連合会
- 全国漁業協同組合連合会
(農林水産分野における体験機会の提供等)

《経済分野》

- 公益社団法人経済同友会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 全国商工会連合会
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

《自動車整備分野》

- 自動車整備人材確保・育成推進協議会
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

《海事分野》

- 海事産業人材確保・育成推進協議会
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)

(参考) 「学校・教師が担う業務の3分類」に基づき協力が可能と考えられる事項

○ 本年5月の中教審特別部会「審議のまとめ」では、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、働き方改革の実効性を向上するためには保護者、地域住民等の理解・協力・連携が不可欠であるとされている。

○ こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」(※)に基づく取組毎に、一般的に協力が可能と考えられる協力団体等を整理。

※学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月25日中央教育審議会)において提言されたもの。

登下校に関する対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、一般財団法人全日本交通安全協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、更生保護法人全国保護司連盟、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国老人クラブ連合会
放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、全国民生委員児童委員連合会
児童生徒の休み時間における対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国老人クラブ連合会
校内清掃	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会
部活動	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、公益社団法人隊友会
給食時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、一般社団法人和食文化国民会議、全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)
学校行事の準備・運営	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国私立大学教職課程協会、全国専修学校各種学校総連合会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟、一般社団法人和食文化国民会議、一般財団法人全日本交通安全協会、消防団、公益社団法人隊友会、全国学童保育連絡協議会、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
進路指導	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国信用組合中央協会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、一般財団法人ACCN、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国学童保育連絡協議会、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会、更生保護法人全国保護司連盟、全国人権擁護委員連合会、全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会

1. コミュニティ・スクールの取組状況と持続可能な社会の創り手の育成

2. コミュニティ・スクールの有用性

3. コミュニティ・スクールを取り巻く社会教育
人材と協力団体 -地域力の向上に向けて-

4. まとめに代えて

令和6年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

コミュニティ・スクールの質的向上に向けた教育委員会の取組についても把握するため、令和6年度調査において以下の調査項目等を追加。

6 コミュニティ・スクールの取組の成果・効果的な運営の継続について

6-1 教育委員会としての成果実感

各項目について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと教育委員会として考えるかどうか、それぞれ「当てはまる」「やや当てはまる」「あまり当てはまらない」「当てはまらない」「分からない」のいずれかを選択してください。

<項目>

- ①学校と保護者や地域住民等（関係機関・団体を含む）の相互理解
- ②保護者や地域住民等（関係機関・団体を含む）との連携・協働に係る教職員の意識の向上
- ③管理職等の異動によらない地域や関係機関・団体との組織的な連携・協働体制の継続
- ④学校運営協議会の意見を踏まえた教職員の任用等による校内体制の整備充実
- ⑤魅力・特色ある学校づくり
- ⑥「社会に開かれた教育課程」の実現
- ⑦学校における働き方改革
- ⑧学校安全（地域防災を含む）の推進
- ⑨不登校対策、生徒指導上の課題解決（いじめ、暴力等）
- ⑩放課後児童対策
- ⑪児童生徒の学力（3要素）の向上
- ⑫児童生徒の社会参画意識の向上、キャリア形成
- ⑬学校を核とした地域コミュニティづくり
- ⑭子供・教師・家庭・地域のウェルビーイングの向上

6-2 学校運営協議会の効果的な運営の継続に向けた取組

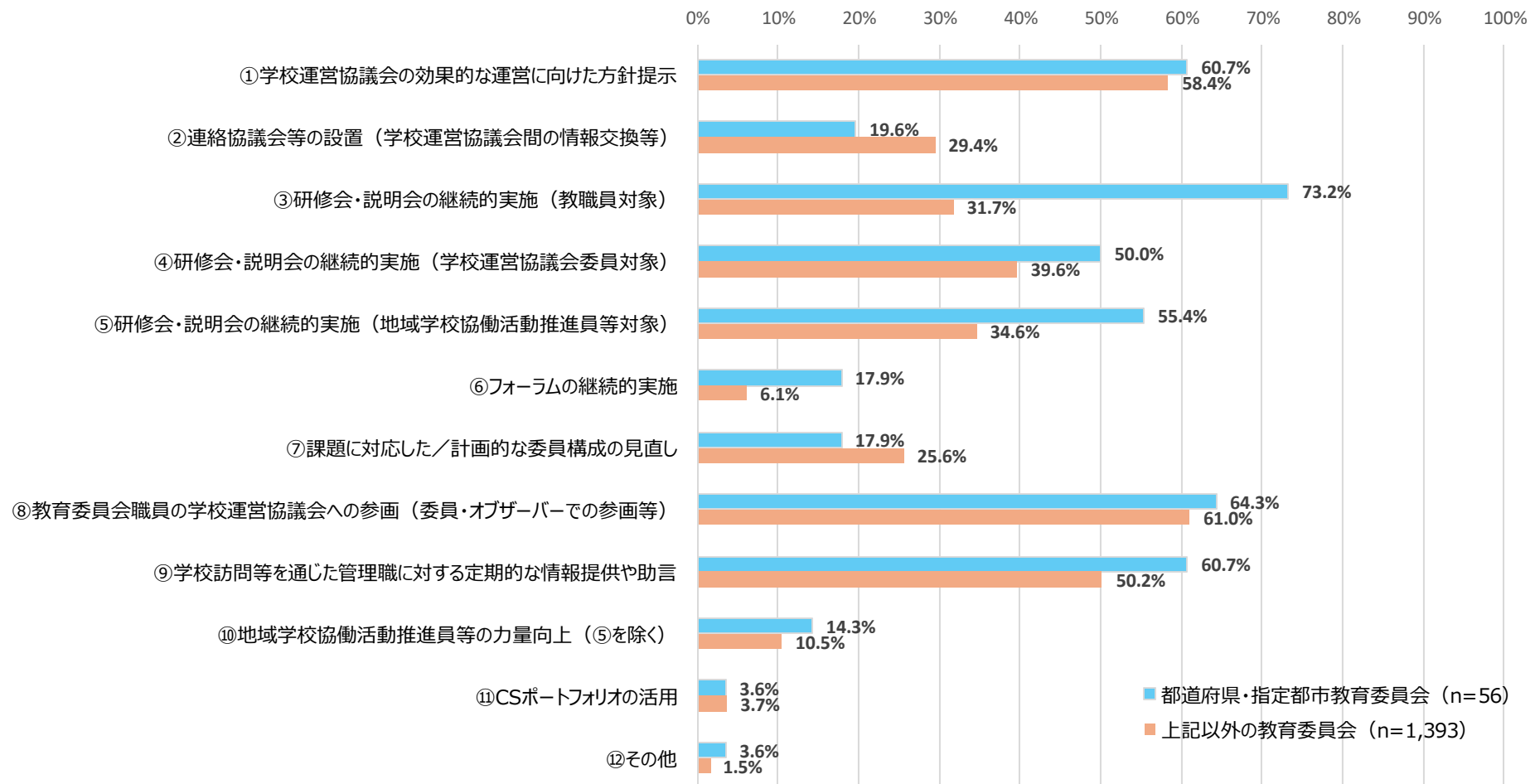
設置する学校運営協議会を形骸化させず効果的な運営を継続するために、教育委員会による伴走支援として取り組んでいるものを全て選択してください。

※令和6年5月1日時点において実施及び令和6年度内に実施を計画しているものを回答

<選択肢>

- ①学校運営協議会の効果的な運営に向けた方針提示（課題に応じた協議会の設定や熟議の奨励、開催回数の確保、学校運営協議会委員向け手引きの作成等）
- ②連絡協議会等の設置（学校運営協議会間の情報交換等）
- ③研修会・説明会の継続的实施（教職員対象）
- ④研修会・説明会の継続的实施（学校運営協議会委員対象）
- ⑤研修会・説明会の継続的实施（地域学校協働活動推進員等対象）
- ⑥フォーラムの継続的实施
- ⑦課題に対応した／計画的な委員構成の見直し
- ⑧教育委員会職員の学校運営協議会への参画（委員・オブザーバーでの参画等）
- ⑨学校訪問等を通じた管理職に対する定期的な情報提供や助言
- ⑩地域学校協働活動推進員等の力量向上（地域学校協働活動推進員等向け手引きの作成、社会教育士の称号取得促進等）（⑤を除く）
- ⑪CSポートフォリオの活用
- ⑫その他

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、設置する学校運営協議会を形骸化させず効果的な運営を継続するために、伴走支援として取り組んでいるものを調査。
- 『教育委員会職員の学校運営協議会への参画（委員・オブザーバーでの参画等）』、『学校運営協議会の効果的な運営に向けた方針提示』、『学校訪問等を通じた管理職に対する定期的な情報提供や助言』には、半数以上の教育委員会が取り組んでいる。



「その他」の回答例

- 学校運営協議会委員による他の学校運営協議会の視察
- 学校運営協議会委員向けアンケートによる現況把握・成果検証
- 都道府県主催フォーラムへの参加促進

等

「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る

R6年度予定

開催地	期日	会場等	主催
山梨県	7月13日（土）	山梨県立文学館・美術館 （WEB配信併用）	・文部科学省 ・山梨県教育委員会
金沢市	11月8日（金）	金沢市文化ホール （WEB配信併用）	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・金沢市教育委員会
文部科学省	2月28日（金）	文部科学省第1講堂（予定）	・文部科学省

R5年度実績

開催地	期日	会場等	テーマ	主催
茨城県	7月15日（土）	茨城県庁 （WEB配信併用）	これからのコミュニティ・スクール ～令和の日本型学校教育の実現に向けて～	・文部科学省 ・茨城県教育委員会
南部町 （鳥取県）	12月15日（金）	米子コンベンションセンター キナルなんぶ （WEB配信併用）	コミュニティ・スクール その先へ ～今こそ魅せる大人の本気～	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・鳥取県教育委員会 ・南部町教育委員会

R4年度実績

開催地	期日	会場等	テーマ	主催
兵庫県	6月11日（土）	神戸ポートオアシス （WEB配信併用）	正しく学ぶ これからのコミュニティ・スクール	文部科学省、兵庫県、兵庫県教育委員会、 全国コミュニティ・スクール連絡協議会
玖珠 （大分県）	10月29日 （土）	くすまちメルサンホール （WEB配信併用）	コミュニティ・スクールがつくる令和の学校	全国コミュニティ・スクール連絡協議会 文部科学省、大分県教育委員会、玖珠町 教育委員会
文部科学省	2月3日（金）	WEB配信のみ	大臣表彰の受賞取組の事例研究 （※同日午前大臣表彰を実施）	文部科学省

独立行政法人国立青少年教育振興機構

我が国の青少年教育におけるナショナルセンターとして、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的に、全国28の国立青少年教育施設を活用し、多様な体験活動の機会と場を提供しています。

全国の国立青少年教育施設

国立オリンピック記念
青少年総合センター (1か所)

国立青少年交流の家
(13か所)

国立青少年自然の家
(14か所)



オリンピック記念
青少年総合センター (本部)

各施設における体験活動

全国**28か所**にある国立青少年教育施設では豊かな自然をはじめとする特色を生かしたプログラムを提供しています。

利用団体の研修の目的達成に向けた教育指導や助言、活動場所・プログラムの提供を行っております。

研修・合宿・イベント等の会場としてぜひご活用ください。

★詳しくは各施設のHPを参照いただき、ご相談ください。

⇒<https://www.niye.go.jp/facilities/facilities.html>



【利用料金等】

オリンピックセンター

- 低廉な利用料金
学校団体、青少年団体は
宿泊1人1泊1,930円～
- 東京都心へのアクセス良好

青少年交流の家

- 学校団体、青少年団体等、低額で利用が可能
幼児 (年少以上) 一人300円/泊
子供 (小学生～高校生) 一人600円/泊
大人 (18歳以上) 一人2,500円/泊
[学生は一人1,200円/泊]
- ※上記の他、利用期間や利用区分により一部免除制度を設けています。詳細は各施設HPよりご確認ください。

青少年自然の家



施設の立地を生かした体験活動



屋内での活動も可能



普段とは違う環境での会議の場に

「子どもゆめ基金」は、未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進するため、民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への支援を行っています。

<助成の対象となる団体>

- 財団法人や社団法人
- 特定非営利活動法人
- 法人格を有しないが、青少年のために活動する団体 等
- ※PTAや子ども会が主催する活動も助成の対象となります**

<助成の対象となる活動>

①子供の体験活動

- ・自然観察やキャンプ等の自然体験活動
- ・科学実験教室等の科学体験活動
- ・文化・芸術、スポーツ等を通じた交流体験活動
- ・清掃、高齢者介護体験等の社会奉仕体験活動
- ・子供の体験活動の指導者養成 等

②子供の読書活動

- ・読み聞かせ、読書会活動
- ・子供の読書活動の振興を図るフォーラムの開催 等

③子供向け教材開発・普及活動

- ・子供の体験活動や読書活動を支援・補完するデジタル教材を開発し、普及する活動



※経済的に困難な状況にある子供の体験活動への助成について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費・飲食代等を特に助成の対象とすることで、参加者の負担を軽減しています。

<助成の対象とならない活動(例)>

- 国又は地方公共団体等が実施する活動
 - 国又は地方公共団体等との「共催」で実施する活動
 - 他の機関・団体等から委託(指定管理)を受けて行う活動
 - 学校の授業や行事の一環として行う活動
 - 国又は国が出資した資金等に助成金等の申請を行う活動
(例: 芸術文化振興基金、スポーツ振興基金、社会福祉振興助成事業、地域と学校の連携・協働体制構築事業等)
- ※地方公共団体の補助金・助成金を併用することは可能です。

【令和6年度助成金の申請・採択状況】 ※(前年度比増減)

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
体験活動	4,065件(579件)	3,500件(599件)	14.6億円(2.5億円)
読書活動	434件(82件)	389件(80件)	1.3億円(0.01億円)
教材開発	26件(▲1件)	10件(▲2件)	0.7億円(▲0.1億円)
合計	4,525件(660件)	3,899件(677件)	16.6億円(2.4億円)

【令和7年度一次募集 活動規模別の助成金の限度額及び申請件数】

活動規模	参加者を募集する範囲	限度額(予定)
全国規模	24都道府県以上で募集	600万円
都道府県規模	都道府県全域又は複数都道府県にて募集	200万円
市区町村規模	市区町村単位又は複数市区町村にて募集	100万円

※活動実績のない新規団体は、原則として限度額の2分の1とする
※二次募集の限度額は、各活動規模の限度額の2分の1とする

【令和7年度募集 スケジュール】

	活動時期	申請・交付決定スケジュール
一次募集	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	○申請: 令和6年10月1日～11月19日 ○交付決定: 令和7年4月(予定)
二次募集	令和7年10月1日 ～令和8年3月31日	○申請: 令和7年5月1日～6月17日 ○交付決定: 令和7年9月(予定)

※助成の対象や詳しい申請方法は子どもゆめ基金サイトをご確認ください。
<https://yumekikin.niye.go.jp/.jp/>



現状・課題

○国の計画への対応

・第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5.3.28閣議決定)

R5年度からの5か年計画を踏まえ、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」のための方策、取組等の検討が必要。

・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(R4～R8)

R4年度からの第6次計画を踏まえた国の支援策が必要。学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新等が課題。

事業内容 (令和4年度～)

「子どもの読書活動に関する基本的な計画」等への対応のため、図書館や学校図書館等を活用した読書活動を総合的に推進するための以下の取組を行う。

図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進 10百万円 (8百万円)

子ども読書基本計画等に対応した読書活動や学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化や活性化に向け、新たな読書活動のモデルなどを構築するため、読書活動推進モデル事業を実施する。

<委託事業：教育委員会等>

1 子供の読書活動総合推進事業・発達段階などに応じた読書活動推進事業

不読率低減に向けた読書活動の先導的な取組や、発達段階や多様な子供のニーズ等に対応した効果的な取組を行う。

(委託先：2箇所(小・中・高等学校等、公立図書館)×0.8百万円)



2 学校図書館図書の整備促進事業

新しいトピックに関連する書籍(SDGsなど)、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定や図書館資料を活用したモデル授業の実施などの取組を行う。

(委託先：2箇所(小・中・高等学校、特別支援学校等)×1百万円)

司書教諭養成講習の実施 21百万円 (21百万円)

学校図書館法に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る「学校図書館司書教諭」の養成のため、全国の教育機関が講習を実施するための経費を措置する。

<委託事業：47箇所(大学及び教育委員会)×0.5百万円>

読書活動の推進等に関する調査研究 8百万円 (11百万円)

子供の読書活動の実態把握など諸制度の見直しや施策立案に必要な基礎資料を得るための調査分析等を行う。 <委託事業：1団体×8百万円>

アウトプット (活動目標) ・新たな読書、授業モデルの構築
・司書教諭講習を実施する機関の増加

短期アウトカム (成果目標)

・読書に興味が高まった子供の増加
・学校図書館の活用に理解が高まった教職員の増加
・司書教諭講習の修了者数の増加

長期アウトカム (成果目標)

・不読率の低減



○取り巻く情勢の変化—デジタル社会への対応—

・GIGAによる一人一台端末の整備を踏まえた学校図書館の利活用が課題。

・子供達の情報活用能力の育成とともに、多様な子供達の読書機会の確保等のために、電子書籍の利用、学校図書館や図書館のDXを進める必要がある。

○読書活動の総合的推進

・多様な子供の読書活動を推進するためには、図書館、学校、民間団体など関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組を促す必要がある。

○文字・活字文化の振興

・骨太の方針2024(令和6年6月21日閣議決定)「書籍を含む文字・活字文化の振興(書店と図書館等との連携促進(中略)を含む)や書店の活性化を図る」に基づき、地域の実情に応じた連携事業を支援する。

図書館、学校図書館、書店等の連携協働による読書のまちづくり推進事業 41百万円 (新規)

骨太の方針2024等を踏まえ、図書館と書店等の連携協働による読書活動を促進し、地域の活性化に資する読書を通じたまちづくりのモデル事業を実施するとともに、連携促進に向けた課題に係る実態調査等を行う。 <委託事業：自治体等>

1 読書のまちづくり推進事業

自治体・教育委員会、図書館や関係機関、書店等の民間企業等が参画する「協議会」を設置し、連携協働の取組により地域の活性化に資する読書を通じたまちづくりのモデルを構築する。

<取組例> (委託先：6箇所(自治体等)×6百万円)

- ・図書館・書店等の連携協働による地域振興やまちの魅力化へつなげる読書活動の取組、共通課題の解決に向けた取組(例：図書の整備のあり方に係る検討・実証等)
- ・各種公共施設、書店や商業施設等の様々な場で活動する人々の中で読書活動の担い手を育成し(絵本専門士等の活用、地域独自の読書推進員やサポーター(仮)の養成講座の実施等)、多様な場・対象に応じた読書活動を推進
- ・デジタル社会への対応、多様なニーズと読書スタイルに対応した読書環境の整備(図書館と書店等のシステム連携等のDX化の実証、紙と電子書籍の併用による相乗効果の検証等)、読書へのアクセスが困難な地域の読書支援等

2 図書館・書店等連携促進に向けた調査研究

図書館において同一書籍を複数所蔵する「複本」や装備費負担、地元書店からの書籍購入の状況等、図書館と書店が連携を図る上で課題とされる事項について現状を把握するため、全国の実態調査を実施し、分析等を行う。 (委託事業：1箇所×6百万円)

「子ども読書の日」(4月23日)の理解推進 5百万円 (5百万円)

「子ども読書の日」(4月23日)を広く周知するとともに、特色ある優れた取組を行っている図書館・学校・団体等を表彰する。 <直轄事業>

